

告 示

埼玉県告示第百八十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十一年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一八―十一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡越生町大字大谷字古武ノ山三百五十二番他十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千五十六・三三立方メートル